

## お取引時確認の際にご確認させていただく事項

### 1. 個人のお客さま（注1）

- （1）氏名、住所、生年月日
- （2）取引を行う目的
- （3）職業
- （4）国籍
- （5）（日本国籍をお持ちでない場合）個人の在留資格・在留期間（満了日）（注2）
- （6）外国 PEPs（注3）の該当性 等

（注1）口座開設などで、ご本人以外の方がご来店された場合には、ご本人の確認に加えてご来店された方の氏名、住所、生年月日ならびにご本人に代わって取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

（注2）在留期間（満了日）を在留カード等で確認させていただきます。また、在留期間（満了日）までの残存期間が3カ月未満の場合、口座開設をお断りさせていただくことがあります。

（注3）外国 PEPs とは、「外国の政府等において重要な公的地位にある（または過去にそうであった）方」およびそのご家族に当たる方です。

### 2. 法人のお客さま（注4）

- （1）名称、本店または主たる事務所の所在地
- （2）取引を行う目的
- （3）事業内容
- （4）実質的支配者（注5）の有無、氏名、住所、生年月日
- （5）ご来店された方の氏名、住所、生年月日等
- （6）ご来店された方が手続者として取引を行う事由 等

（注4）地方公共団体・上場会社等の場合は、一部取扱いが異なる場合があります。

（注5）実質的支配者とは当該法人の議決権を直接または間接に25%超保有する個人の方等です。

## お取引時確認が必要な主な取引

1. 新規口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
2. 10万円を超える現金振込、線引のない持参人払式小切手による現金受取（注1）（注2）
3. 200万円を超える現金・線引のない持参人払式小切手による受払い（注1）
4. 融資取引 等

※お取引の内容、状況に応じて過去に確認させていただいた「お取引時確認」を、当金庫の窓口や郵便等により再度確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

（注1）一つの取引を複数に分割して行う場合には、分割された複数の取引を一つとみなすことがあります。この際、金額の合計が200万円または10万円を超える場合には、お取引時確認をお願いしております。

(注2) 預金口座を通じて10万円を超える振込を行う場合には、ATM・窓口のいずれにおいてもお振込みいただけます。(ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示が必要となり、ATMではお振込みができない場合があります。)

## ご本人および法人の代表者などご来店された方の確認方法 ならびに提示していただく書類

### 1. 個人のお客さま

確認事項	確認書類 (原本をお持ちください)
(1) 氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顔写真付本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくこと によって確認を行います。</li> <li>① 運転免許証</li> <li>② 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降交付のもの)</li> <li>③ 旅券 (パスポート) (注1)</li> <li>④ 個人番号 (マイナンバー) カード</li> <li>⑤ 在留カード・特別永住者証明書</li> <li>⑥ 官公庁が顔写真を添付した各種福祉手帳 (身体障害者手帳、精神障 害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳等)</li> <li>⑦ 官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当 該自然人の氏名・住所及び生年月日の記載があり、かつ当該官公庁が当 該自然人の写真を貼り付けたもの (宅地建物取引士証、小型船舶操縦 免許証、認定電気工事従事者認定書等) 等</li> <li>● 顔写真なし本人確認書類の場合には、窓口で原本を提出していただくことに加 え、以下の本人確認書類等の原本を合わせてご提示いただくことによる確認 を行います。</li> <li>⑧ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険の被 保険者証</li> <li>⑨ 健康保険日雇特例被保険者手帳</li> <li>⑩ 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証</li> <li>⑪ 私立学校教職員共済制度の加入者証</li> <li>⑫ 国民年金手帳</li> <li>⑬ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</li> <li>⑭ お取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書 (注2)</li> <li>⑮ 住民票の写し、住民票の記載事項証明書 (注2)</li> <li>⑯ 戸籍謄本・抄本 (戸籍の附票の写しが添付されているもの) (注2)</li> <li>⑰ 官公庁から発行・発給された書類で、氏名、住居及び生年月日の記載が あるもの</li> <li>⑱ 国税または地方税の領収証書・納税証明書 (注2)</li> <li>⑲ 社会保険料の領収証書 (注2)</li> <li>⑳ 公共料金の領収証書 (注2) 等</li> </ul>
(2) 取引を行う目的	<p>窓口等で確認させていただきます。</p>
(3) 職業	<p>(所定の用紙へのご記入をお願いいたします。)</p>

(4) 国籍	窓口等で確認させていただきます。 (所定の用紙へのご記入をお願いいたします。)
(5) 外国 PEPs の該当性	

(注1) 令和2年2月4日以降に発給申請された旅券(新型の旅券)には、住所記載欄がないため、住所の確認ができる他の本人確認書類も必要となります。

(注2) 発行後6か月以内のものに限られます。

【ご留意事項】

(ア) 10万円を超える現金による振り込みなどを行う際は、運転免許証など、窓口で直接ご本人の確認ができる本人確認書類を提示してください。

(イ) ご本人以外の方がご来店された場合は、そのご来店された方の氏名、住所、生年月日ならびにご本人に代わって取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

2. 法人のお客さま

確認事項	確認書類(原本をお持ちください)
(1) 名称、本店または主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人の履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)</li> <li>② 法人の印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)</li> <li>③ 官公庁から発行・発給された書類で、名称、本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの</li> <li>④ (設立後6か月以内の法人の場合) 所轄税務署あての法人設立届出書</li> <li>⑤ 所轄税務署あての青色申告承認申請書(控)</li> </ul>
(2) 取引を行う目的	窓口等で確認させていただきます。 (所定の用紙へのご記入をお願いいたします。)
(3) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)</li> <li>② 定款</li> <li>③ 事業内容がわかる書類(決算書、契約書、受注書、請求書、会社案内等)</li> <li>④ (許認可、届出が必要な業種の場合) 許認可証、届出書</li> <li>※ (許認可証、届出書を申請中の場合) 申請書</li> </ul>
(4) 実質的支配者(注3)の有無	<p>次の①～③のうちいずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 代表者印の押印がある(主要)株主名簿</li> <li>② (主要)出資者名簿</li> <li>③ 法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細表」</li> </ul>
(5) ご来店された方の氏名、住所・生年月日	上記【個人のお客さま】に記載されている確認書類と同じです。
(6) ご来店された方が手続者として取引を行う事由	① 来店者と法人の関係を証する書類(委任状等)

(注3) 実質的支配者とは当該法人の議決権を直接または間接に25%超保有する個人の方等です。

## その他ご留意事項

1. 近年、架空請求を送り付け、預金口座に振り込みを請求する「振り込み詐欺」や「ヤミ金融業者」などが預金口座を利用して違法な取り立てを行ったりするなど、預金口座が犯罪に利用される事例が発生し、大きな社会問題となっています。当金庫では、不正使用目的での口座開設を未然に防止するため、個人のお客さまが普通預金口座（総合口座含む）を開設される際は、以下の対応を実施させていただいております。
  - ・口座開設は、原則、お住まいまたはお勤め先等の最寄りの当金庫本支店でのご開設となります。なお、口座開設をご希望される場合には、その理由をお尋ねし、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。
2. 当金庫では、大きな社会問題となっている金融犯罪を未然に防止するために、口座を開設される際のご本人の確認につきましては、犯罪収益移転防止法等を踏まえて、当金庫が必要と判断する方法により実施させていただいております。
  - ※犯罪収益移転防止法等により、開設した口座を他人に譲渡・利用させることは禁止されております。刑事罰の対象となる場合もあります。
3. 本人確認書類は、氏名、住所および生年月日が記載されているものに限りです。  
また、本人確認書類などの提示を受けるにあたり、犯罪収益移転防止法等に基づいて、氏名、住所、生年月日のほか、本人確認書類などの名称・記号番号等を記録させていただきます。また、本人確認書類などの写しをさせていただく場合があります。
4. 既にお取引時確認を済ませられたお客さまにつきましては、本人確認書類やその他確認書類をご提示いただく等の代わりに、当金庫所定の方法によりお取引時確認をさせていただくことがあります。ただし、当金庫にお届けいただいている氏名・住所等に変更がある場合には、再度本人確認書類等をご持参のうえ、名義変更や住所変更などのお手続が必要となります。
5. 追加の確認をさせていただくお取引や確認方法、確認内容は他の金融機関と異なる場合があります。
6. 「お取引時確認」ができないときは、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、お取引の内容、状況に応じてご依頼する「お取引時確認」に適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
7. 本人特定事項、お取引目的、職業／事業内容、実質的支配者等の情報を偽ることや、他人になりすましてお取引を行うことは、犯罪収益移転防止法により禁じられております。
8. その他の詳細については当金庫の窓口にお問い合わせください。

以上